(1) 昭和26年2月24日第3種郵便物認可（定価3円）
昭和53年11月15日（毎月1・15日発行）

市報さが

№498
11月 15日号

発行所 佐賀市役所
佐賀市神野町331番地の3 〒840
電話代表 ㉔3151番
発行人 市長公室長

国民年金の保険料は忘れずに納めましょう。
納付が困難なときは、免除の申請ができます。
（強制加入者の方に限る）
＝保険年金課年金係＝

市内の小・中学校 進む！古い校舎の改築

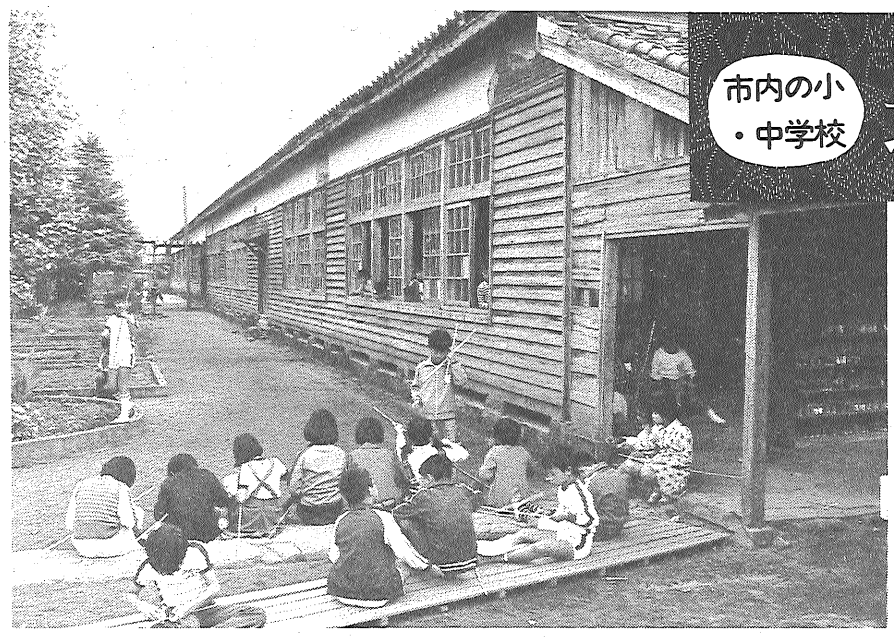
（老朽校舎で学んでいる久保泉小の子どもたち）

今回の補正予算は、国の景気刺激のための補正予算に伴う事業の追加認承によるもので、街路事業、準用河川整備事業、学校建設事業、公民館建設などです。

久保泉小・巨勢小・成章中の改築

学校建設は、五十一年から五十三年にかけて、老朽化した校舎が次々と新しくなり、義務教育の場は、年々良くなっています。

最近では、城南中体育館、日新小学校、勧興小学校、鍋島小学校が改築され、若楠小学校が新設されていますし、現在は、金立小学校、赤松小学校、城北中学校で校舎の増改築が行われています。

今回の補正予算で、久保泉小学校、巨勢小学校、成章中学校の校舎が、改築されることになりました。

久保泉小学校は、総事業費約一億四千二百万円をかけ、鉄筋三階建て一棟（延べ一、三二六平方㍍）を建築し、普通教室十二が予定されています。

これは、昭和二十一年、二十七年に建てられた校舎の老朽化が目立ち、耐久力もないため北側から校舎一棟と半分が解体されることになります。

巨勢小学校は、総事業費約二億二千九百万円をかけ鉄筋三階建て一棟（延べ二、一八九平方㍍）を建築。

普通教室十三、音楽室、理科室、図書室が予定されています。

ここも、昭和四年から十一年にかけて建築された校舎が古くなったため、南側の二棟が解体されます。

成章中学校は、古くなり手ぜまになった特別教室を約一億円かけて増改築するものです。

建物は、鉄骨スレートぶき平家建て三棟（延べ九四八平方㍍）で、金工室、木工室、機械室、被服室、製図室などが入ります。

●その他

○街路事業費（佐賀駅末次線、神野町上高木線歩道整備、江頭線、若宮新村線）　三億六千万円
○河川新設改良費（上碇川）　約五千六百万円
○助産施設建設費（用地取得費）　約千八百万円。

巨勢小 久保泉小 普通教室が新校舎に
市立母子寮も建設着工へ

十一月十日、十一日に、臨時市議会が開かれ、久保泉小学校、巨勢小学校、成章中学校の校舎改築事業などを含む約六億八千三百万円の一般会計補正予算案と佐賀市立母子寮の新築工事契約など二議案が審議されました。

勧興公民館が新しく…

勧興公民館が新しくなります。新公民館は、現在の公民館の西側（成章町3番18号）に約五千八百万円をかけて造り、鉄筋二階建て延べ四三〇平方㍍です。

調理実習室、図書室、小会議室、集会室を備えています。

また嘉瀬町大字扇町二、六二四番地に建築予定の嘉瀬公民館（約四千六百万円延べ四二〇平方㍍）は、近く着工の予定です。

高木瀬町に新しい母子寮

多布施一丁目にある市立母子寮が、城北中学校の北側（市内高木瀬町大字高木）に移ります。

これは、現在の母子寮が大正十四年の建物で老朽化がひどく危険なためです。

新母子寮は、敷地三、八七一平方㍍の中に、鉄骨造二階建て（延べ一、八一五平方㍍）と遊園地を設け、総事業費約二億二千五百万円をかけて建設します。

特色としては、今まで、一世帯一部屋だったのが二部屋に、便所も各部屋に備え、共同だった洗たく場も部屋のベランダに洗たく機が置けるなど改善されています。また百人収容の集会室・学習室もあります。

定員は三十五世帯で、昭和五十四年四月一日から開所の予定です。部屋の広さは、Aが六畳二間と台所、Bが六畳とダイニングキッチン、Cが六畳、四畳半と台所の三種類です。

他に、大浴室、小浴室、医務室、寮母室、また各階に談話コーナーがあります。

自動二輪車のヘルメット着用が義務
12月1日から道交法改正に

前号の自転車の通行方法の変更に続いて、道路交通法の主な改正内容をお知らせします。

身体障害者の保護

目が見えない人が道路を通るとき、これまでは盲導犬を連れているときでも、白色または黄色のつえを携えていなければなりませんでした。

しかし、最近では盲導犬がふえ、通行の便宜を図ることから、目が見えない人が盲導犬を連れている場合や、身体障害者が車いすで通行しているときは、白色や黄色のつえを持った人の場合と同様に、一時停止するか徐行して、通行を妨げないようにしなければなりません。

盲導犬は、白色または黄色のハーネス（胴輪）をつけています。

ヘルメットは必ずかぶって

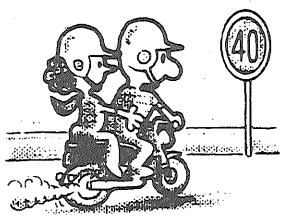

自動二輪車、原動機付き自転車の乗車用ヘルメットの着用が、十二月一日から義務づけられます。

自動二輪車に乗るときは、運転者も、同乗者も、必ずヘルメットをかぶらなければなりません。

今までは、最高速度四〇キロ未満の道路ならヘルメットは不用でしたが、これからは、ヘルメットなしでは自動二輪車には乗れないことになります。

また、高速自動車国道や自動車専用道路では、二人乗りしてはいけません。

罰則は三万円以下の罰金。原動機付き自転車で、買い物に出かけるお母さん方も、必ずヘルメットをかぶって運転しましょう。

ヘルメットは、Sマークのついたものが安全です。

酒酔い運転は免許取り消し

麻薬や覚せい剤をのんでの運転と酒酔い運転は厳罰で、一度の違反で免許は取り消されます。

〝麻薬、覚せい剤〟運転は、これまで過労運転なみの比較的軽い処分（六点）でしたが、大事故につながる危険性が強いため、厳罰の十五点です。

〝酒酔い運転〟は、従来十二点でしたが、改正で、十五点に引き上げられます。

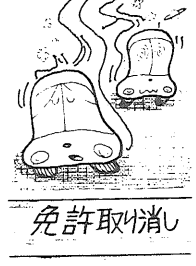

ジグザグ運転は懲役六月——

暴走族に対する取り締まりが一段と強化されました。

十二月一日からは、二台以上の自動二輪車や車を横に連ねて運転したり、道路一杯に広がってのジグザグ運転、走行中の車を包みこんでのいやがらせなど、共同して交通を妨害したり、他人に迷惑をかける行為をした場合は、全部の車が取り締まりの対象になります。

罰則は厳しく懲役六月以下、罰金五万円以下、違反点九点で、無免許運転よりも重い行政処分を受けます。

高速自動車道を走るとき…

高速自動車道での事故や渋滞の原因は、燃料やオイル切れによる本線車道上のエンコ、積荷の転落事故などがほとんどです。

高速自動車道を走るときは、前もって、次のことをチェックしてください。

その一。ガソリン、冷却水オイルの量

その二。積荷の状態

走行中に、燃料などが切れて本線車道に停車したり、積荷を落としたりすると、処罰の対象になります。

また、本線車道、路肩にかかわらず停車するときは、ハッキリ「停車中」の表示器を出すことが義務づけられました。

●その他

今までは行政処分を受けませんでしたが、無車検、無保険（強制保険）は違反点六点、車庫代わりの青空駐車は二点、夜間の八時間以上の路上駐車は一点の行政処分となります。

〝ホームテレホン〟一本の局線で4台まで使える便利な電話

お店、事務所、居間、台所などに置いて、どこにいても直ぐ電話に出られ切替えや「お部屋どうしのお話しもOK」です。
もちろん外への発信はどの電話機からでもできます。

区別		料金（円） 3台まで	料金（円） 4台
回転式ダイヤル	取付料	13,000	16,000
	債券額	80,000	100,000
	使用料（月額）	2,000	2,450

区別		料金（円） 3台まで	料金（円） 4台
プッシュ式ダイヤル	取付料	13,000	16,000
	債券額	150,000	180,000
	使用料（月額）	4,000	4,700

〝キヤッチホン〟 あなたが話し中でもつながる電話

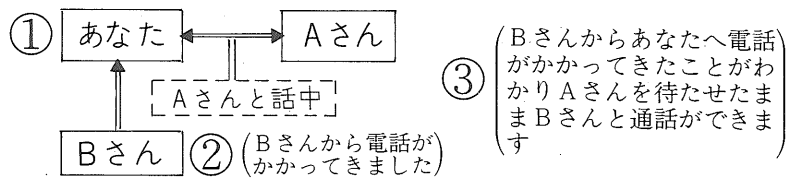

料金は使用料（月額）350円 取付料 債券額 は不要

佐賀電報電話局 お問い合わせ 25－0211無料

それぞれの持場で生かせ火の用心

秋の火災予防運動

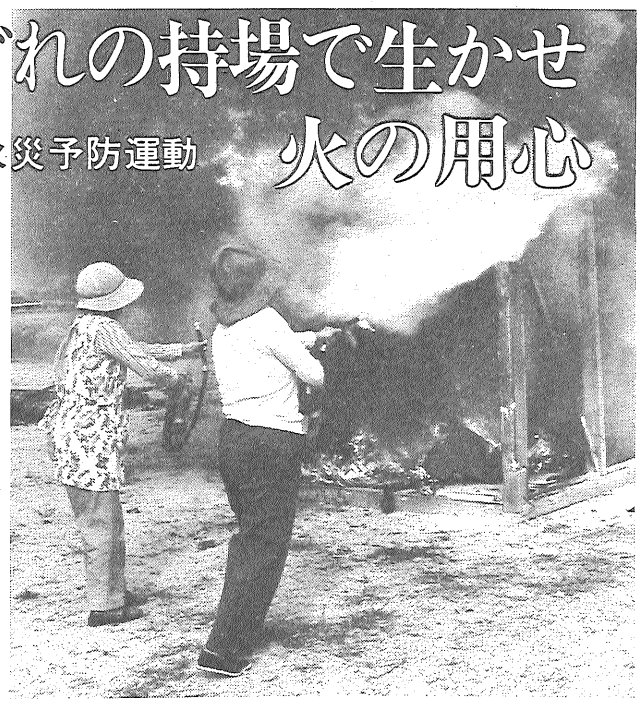

今年も十一月二十六日から十二月二日まで、秋の火災予防運動が行われます。

今年の重点事項は、

①幼児、お年寄り、からだの不自由な人などの焼死者防止対策の強化

②バー、キャバレー、旅館雑居ビル等多数の人が利用する建物の防火管理体制の強化

③地域ぐるみの防火体制の推進の三点です。

消防本部では、運動期間中、毎日夜九時から一分間サイレンを吹鳴し、就寝前の火の元点検をよびかけます。さらに、消防団と協力して、「小・中・高等学校事業所、団地等各地での消防訓練および指導」などを予定しています。

佐賀市では、十月三十一日までに、九十二件もの火災が発生し、金額で四億二千万円相当の財産が灰になり焼死者もでています。

日ごろから、家族みんなで防火の話し合い、暖房器具などの点検、非常持出し品、避難方法などを確認しておき、これからの火災シーズンに備えましょう。

〝炎の犠牲〟老人と子供が増加

最近の火災で、死者の傾向をみると、お年寄りと幼児の占める割合が増えています。

お年寄りが火災で亡くなるケースとして、寝たばこの火の不始末から寝具に燃え移り、煙に巻かれ死亡―あるいは、一人でたき火をしていてきものに火がついたが体が不自由なため、消すことができず焼死――。など悲惨な例がめだっています。また、行動力のない幼児も炎の前では弱者です。

深夜の火災で、大人はかろうじて避難したが幼児だけが逃げ遅れてしまった―。

何も知らない子供たちを炎の犠牲にするほど残酷なことはありません。

日ごろから次の点に気をつけてあげましょう。

◆お年寄りは、避難しやすい場所に寝かせましょう。

◆寒くなると、お年寄りは部屋に閉じこもり、ストーブなど使用しがちです。器具の安全な使用方法など、よく説明しておきましょう。

◆お年寄りや子供だけを残して外出するとき、出入口の鍵は、万一の場合を考えて、内側から開けられるようにし、必ず、隣近所にひと声かけて出かけましょう。

◆子供はことに火遊びが好きです。火遊びを見たらきびしくしかりつけるようにしましょう。

小児マヒ生ワクチン投与日程

▶**対象者**
- ○１回目…昭和53年２月１日から昭和53年７月31日までに生まれた幼児
- ○２回目…昭和52年８月１日から昭和53年１月31日までに生まれた幼児
- ○４歳未満で、まだ接種していない幼児

▶**料金**…無料

▶**接種できない人**…熱がある人、心臓、腎臓、肝臓がわるい人
- ○げりをしている人
- ○接種前１年以内にけいれんをおこした人
- ○麻しんの予防接種をして１か月を経過していない人

▶**持ってくるもの**
接種当日は予防接種票を記載し、押印のうえ、母子健康手帳といっしょにご持参ください。

校区	実施月日	場所	時間
北川副	11月22日	北川副公民館	14：00～15：00
高木瀬	〃	高木瀬公民館	〃
嘉瀬	〃	嘉瀬公民館	〃
西与賀	11月28日	西与賀公民館	〃
巨勢	〃	巨勢公民館	〃
蓮池	〃	城原町会館	〃
鍋島	〃	鍋島公民館	〃
久保泉	11月29日	久保泉公民館	〃
金立	〃	金立公民館	〃
循誘	〃	市役所地階	13：30～15：00
勧興	〃	医務保健室	〃
本庄	11月30日	本庄公民館	14：00～15：00
兵庫	〃	兵庫公民館	〃
神野	〃	市役所地階	13：30～15：00
若楠	〃	医務保健室	〃
赤松	12月１日	市民会館	〃
日新	〃	〃	〃
新栄	〃	〃	〃

寄付お礼

市社会福祉協議会では、次の方がたから社会福祉事業資金の寄付をうけ、そのご厚志に感謝しています。

（敬称略）

巨勢町小柳繁春（故洋一）兵庫町山口昇（故勇次）高木町宮田誠（故マツ）本庄町小笠原淳子（故キヨ）六座町大串俊郎（故ユイ）兵庫町今村茂（故タミ）久保泉町早田正人（故鹿之助）蓮池町原口良一（故キマ）高木瀬町中嶋義野（故勇次）高木瀬町真島茂子（故時雄）兵庫町犬山敏治（故儀八）西与賀町味志誉治（故由美子）中折町松下久子（故勝）若宮三丁目中正信（故ミス）長瀬町山崎フミエ（故寛一）神園一丁目久原昭敏（故長次）西与賀町近藤明（故ワキ）西与賀町松尾忠義（故隆男）末広二丁目小林静磨（故一郎）北川副町葛見ツヤ（故野ロツヨ）久保泉町前田日出男（故徳次）水ヶ江三丁目中溝義治（故源次）水ヶ江一丁目高柳初子（故実）多布施一丁目深川弘次（故サタ）高木町北村ヨシノ（故虎彦）田代一丁目末永忠吉（故勢三）金立町細川和雄（故昭子）（故義勝）巨勢町副島一（故タマ）本庄町大曲助雄（故マツ）嘉瀬町香月忠敬（故鹿一）高木瀬町末森宏之（故ミス）高木瀬町中村静子（故里美）緑小路中溝和彦（故作太）西魚町山口市治（故末吉）北川副町中溝謙三郎（故ミネ）巨勢町伊東繁春（故よね）本庄町古賀喜美枝（故年光）本庄町中島文子（故初次）六座町浜野四郎（故長蔵）川原町生田ヒサ（故英雄）嘉瀬町立川八郎（故薫）鍋島町土井邦夫（故フサ）兵庫町岩佐義之（故キク）高木瀬町永渕忠義（故高次）本庄町槌田頼三（故タノ）金立町中村忠幸（故初太郎）鬼丸町柳父富士子（故益二）巨勢町横尾文子（故富蔵）嘉瀬町島内彪（故カヨ）神野西二丁目東島常治（故マサ子）北川副町吉田孝平（故山本ノフ）金立町村瀬勲（故多久間）神野西二丁目東島美香、北川副町坂井なみ（故市郎）蓮池町福元ツメ子（故末利）本庄町大曲清之輔（故樋渡熊雄）今宿町野本静代（故ツル）神園二丁目小部晃（故敏）。

お知らせ

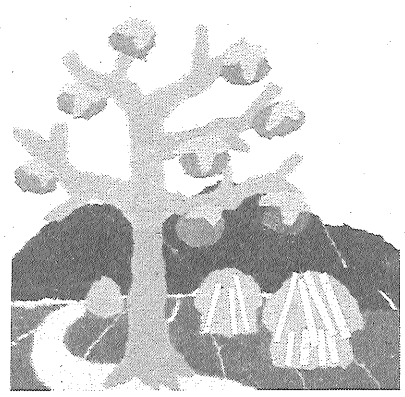

提供　中の館町　城島十支枝さん

「みんなの広場」を開催

十一月は、青少年健全育成強調月間です。

この運動の行事として、「みんなの広場」が開かれます。お気軽にご参加ください。

▼**とき**＝11月19日10時から

▼**ところ**＝佐賀県総合運動場

▼**参加者**＝青少年の方ならどなたでも

▼**催し**
- ○小運動会
- ○のど自慢
- ○青少年団体紹介。

無料人権相談所を開設

佐賀地方法務局では、「無料特設人権相談所」を開きます。

▼**とき**＝12月７日（木）9時から16時まで

▼**ところ**＝市役所一階第一会議室

▼**相談内容**
- ○人権・相続・家庭の問題
- ○不動産・借地借家の問題
- ○その他の問題

▼**相談担当者**
- ○人権擁護委員
- ○佐賀地方法務局職員。

雇用促進住宅 入居者を募集

雇用促進住宅の入居者を募集します。

▼**入居資格**
- ○雇用保険被保険者で、住宅にこまっている方
- ○同居の扶養親族がある方
- ○月収が家賃および共益費の五倍以上ある方

▼**家賃・共益費等**
- ○家賃…一万八千五百円
- ○共益費…二千円
- ○敷金…家賃の二月分

▼**住宅の所在地等**
- ○所在地…蓮池町大字古賀
- ○構造…鉄筋コンクリート五階建
- ○規格…３ＤＫ（６畳・６畳・4.5畳・ＤＫ）
- ○貸与戸数…八十戸

▼**募集期間**＝昭和53年11月15日から12月28日まで

▼**入居決定**＝昭和54年１月末ごろ

▼**入居開始**＝昭和54年３月下旬

申し込みおよび問い合わせは、佐賀公共職業安定所（成章町５番21号　☎㉔4361）または市商工観光課（☎㉔3151内線213）へ。

社会福祉大会を開催

第十八回佐賀県社会福祉大会が開かれます。

最近の社会生活は、複雑になり、いろいろな面で、社会問題が起っております。

そこで、みんなが住みよい福祉社会をつくるために福祉の増進に努力しあうことを誓おうというものです。

お気軽にご参加ください。

▼**とき**＝11月29日（水）10時30分から

▼**ところ**＝県体育館

▼**講演**＝福祉の町づくり運動への提言　阿部志郎氏。

実態調査にご協力を

身体障害者の方の福祉施策の資料とするため、民生委員の方にお願いして、身体障害者の実態調査を実施します。

十一月初旬から十二月初旬までに、民生委員の方が訪問しますので、ご協力をお願いします。

今月の納税

固定資産税第四期分および国民健康保険税第六期分の納期は、十一月三十日までとなっています。

納期内に納めましょう。

ご応募ください

昭和五十四年の抱負

市報さが新年号に掲載するため、ひつじ年生まれの方の「昭和五十四年の抱負」を募集します。奮ってご応募ください。

▼**応募方法**＝四百字詰原稿用紙一枚以内、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号をご記入ください。

▼**締め切り**＝12月１日

▼**応募先**＝神野町331番地３佐賀市役所市民相談室（〒840☎㉔3151内線114）。

市報にご意見を

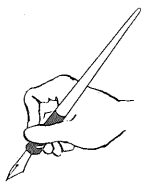

〝市報さが〟が十二月十五日号で五百号となります。

よりよい市報を作るため市報についてのご意見、お気づきのことなどをおよせください。

ご意見は、はがきまたは封書で、住所、氏名、年齢、職業、電話番号をご記入ください。

▼**送り先**＝神野町331番地３佐賀市役場市民相談室（〒840☎㉔3151内線114）。

NCカードまつり

この3日間だけはNCカードで買物しないと損をする日！

★11月18(土)日・19(日)日・20(月)日・3日間限り!!

●NCカードご利用でお買上げの1割を参加加盟店がその場で現金払い戻し!! 必ずお受け取り下さいませ。
●レジャー施設・書籍・化粧品・薬品・佐賀玉屋ガソリンの部類は除きます。
●現金のお買物は除きます。（NCカードに限る!!）

NCカードでお買上げの方に平素のご愛顧に応え……
その場でお買上げ額の1割を現金で進呈致します!!

現金1割払い戻し
NC CREDIT CARD
会員募集中

佐賀モデルショップサービス　佐賀市松原３－４－14ＴＥＬ0952(22)3388
佐賀専門店会　佐賀市呉服元町６－４ＴＥＬ0952(23)7151

✣参加店にはポスターを掲示しております。
■NCカード加入ご希望の方は参加店、又は左記へお申し込み下さい。